

立川市市民体育館の指定管理者候補者の選定について

答 申

令和7年11月10日

立川市公の施設指管理者候補者選定審査会

令和7年11月5日付立文ス第1944号により、立川市長から、「立川市市民体育館の指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者としてほしい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市市民体育館については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

(1) 公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
ア 立川市泉市民体育館 立川市泉町786番地の11	立川 Future Sports Creation 【代表団体】 シンコースポーツ株式会社 中央区日本橋堀留町2丁目1番1号
イ 立川市柴崎市民体育館 立川市柴崎町6丁目15番9号	【構成団体】 特定非営利活動法人立川市スポーツ協会 立川市泉町786番地の11 泉市民体育館内 アズビル株式会社 千代田区丸の内2丁目7番3号

(2) 指定期間

立川市市民体育館

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

○ なお、答申に際し、付帯意見はありませんでした。

2 審査会日時

日 時	議事内容
令和7年11月5日（水） 午後6時30分から	・ 諮問 ・ 特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明 ・ 書類審査 ・ 事業者による事業計画の説明 ・ 協議、審査 ・ 答申案の協議 ・ その他

なお、審査会開会前に、2人の委員が立川市泉市民体育館の現地視察を行いました。

3 審査の経過

公募によらず、立川 Future Sports Creation を特命で指定管理者とする理由として、施設予約システムの更新と指定管理者の更新時期が重なった状況を踏まえ、市民をはじめとした利用者の混乱を避け、安定的な運営を図るために、柴崎市民体育館と泉市民体育館との2館を対象として、泉市民体育館の現指定管理者による公募によらない選定を行いたい旨の説明がありました。

さらに、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、改修休館前の柴崎市民体育館の指定管理者と泉市民体育館の現指定管理者とによる指名公募選定ではなく、今回の公募によらない選定に至った経緯や、これまでの両体育館の運営状況、共同事業体3者の役割などに関する質疑を経て、書類審査を行いました。

そこでは、あらたな施設予約システムの切り替え時の運用方法や、自主事業であるスポーツ教室の利用者申し込み手段などについての質疑がありました。

また、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、地域との連携に関することや、利用者参加の仕組みづくり、他自治体での受託実績に関すること、また、災害時における体育館の避難所機能としての運営実績などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 小 沢 伸 光	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	宮 本 直 樹	公募
〃	竹 下 大 輔	公募